

土壌汚染に係る環境基準の見直し（案）に対する 意見の募集について 環境省



環境省は平成 26 年 1 月 14 日、環境基本法第 16 条第 1 項に基づく土壌汚染に係る環境基準のうち、1,1-ジクロロエチレンについて見直し案をまとめ、平成 26 年 1 月 14 日から平成 26 年 2 月 12 日までの期間、パブリックコメントを募集しています。

今回の見直し案は以下のとおりになります。

項目	新たな環境上の条件	現行の環境上の条件
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	検液 1L につき 0.02mg 以下であること

1,1-ジクロロエチレンは水質環境基準及び地下水基準について平成 21 年 11 月 30 日に旧基準値 0.02mg/L から現行の基準値 0.1mg/L に改正されており、今回の土壌環境基準の見直しはそれに準拠したことになります。

当社では、土壌汚染調査や土壌の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2014 年 1 月 14 日付 環境省ホームページ

測定技術箇所 野村咲子